

SD08107 <2020年向け>合格ゾーン 民法(改正民法対応版)

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
35	学生イ	時効が中断する	時効の完成が猶予される	19/5
156	肢エの解説	家屋の不法占拠者は、177条の第三者に該当せず、これに対しては、登記がなくても物権的請求権を行使して、当該家屋の明渡しを請求することができる(最判昭25.12.19)。よって、Aは、Bに対して、甲土地の所有権に基づき、乙建物の収去及び甲土地の明渡しの請求をすることができる。	無権限で他人の不動産を占有する者は、177条にいう第三者に該当せず、所有権者は不法占有者に対して登記がなくても所有権の取得を対抗することができる(最判昭25.12.19)。よって、Aは、無権限で甲土地を占有するBに対して、甲土地の所有権に基づき、乙建物の収去及び甲土地の明渡しの請求をすることができる。	19/8
505	2行目	正しい	誤っている	19/5
506	正解番号	5	3	19/5
506	肢アの正誤	誤	正	19/5
506	肢ア、上から5行目	A及びBのうち一方のみに対しても、当該自動車の引渡しを求めることができるとする点で、本肢は誤っている。	ABいずれに対しても、当該自動車の引渡しを求めることができる。	19/5
506	解説結論部分	以上から、正しいものは(エ)(オ)であり、正解は(5)となる。	以上から、誤っているものは(イ)(ウ)であり、正解は(3)となる。	19/5
518	正解番号	3	4	19/8
518	解説結論部分	以上から、誤っているものは(ア)(イ)の2個であり、正解は(3)となる。	以上から、誤っているものは(ウ)(エ)(オ)の3個であり、正解は(4)となる。	19/8

SD08107 <2020年向け>合格ゾーン 民法(改正民法対応版)

525・526	本文	別紙1に差し替え		19/8
528・529	本文及び正解番号	別紙2に差し替え		19/8
583	2行目	正しいもの	誤っているもの	19/8
583	教授 上から3行目	委任における受任者は、委任事務の履行が途中で終了したことについて自己に帰責事由がない場合には、報酬を請求することができますか。	委任における受任者は、委任事務の履行が途中で終了した場合には、報酬を請求することができますか。	19/8
584	正解番号	3	5	19/8
584	肢ア	誤 委任が受任者の責めに帰することができない事由によって履行の途中で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる(648Ⅲ)。なお、平成29年改正で従来の履行割合型の委任に加え、成果完成型の委任(648の2)が新設された。	正 委任が履行の途中で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる(648Ⅲ②)。	19/8
584	解説結論部分	以上から、正しいものは(イ)(ウ)であり、正解は(3)となる。	以上から、誤っているものは(エ)(オ)であり、正解は(5)となる。	19/8

別紙 1

次の対話は、下記の事例に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次の(1)から(5)までの学生の解答のうち、正しいものはどれか。(改)

(事例)

「Aは、Bから、弁済期を1年後として5,000万円の融資を受け、Cがその保証人となった。さらに、Dは、Aの債務を担保するために自己の所有する不動産に抵当権を設定した。」

教授：今日は、この事例を基に、第三者による弁済について議論しましょう。

まず、Aの友人であると称するEがBを訪ね、Aに代わって5,000万円を弁済したい旨を申し出たとします。Bは、A本人から弁済を受けたいとして、Eからの弁済を受領することを拒否することができますか。

学生：(1) Eの弁済に先立って、AとBとが、A以外の者による弁済を許さない旨の意思表示をしたといった事情がなければ、第三者による金銭債務の弁済は、有効です。したがって、Bは、弁済の受領を拒否することはできません。

教授：それでは、DやEは、債務者であるAの意思に反して弁済することができますか。

学生：(2) 債務者に代わって第三者が弁済した場合には、その第三者が債務者に対して求償権を持つこととなりますが、その第三者が債権者以上に過酷な求償権の行使をすることがあり得ますから、債務者の意思に反して第三者が弁済することはできないとされています。したがって、DやEは、Aの意思に反して弁済することはできません。

教授：保証人であるCは、Aの意思に反して弁済することができますか。

学生：(3) 保証人には、催告の抗弁権と検索の抗弁権とが認められていますから、弁済が主債務者の意思に反する場合には、保証人は、債権者の請求に対し、まず、催告の抗弁権と検索の抗弁権とを行使する必要があり、それが効を奏しなかった場合に限り、弁済をすることができます。

教授：第三者によって弁済がされた場合には、第三者の求償権を確保するために第三者が債権者に代位する制度が認められていますが、この弁済による代位が認められるには、第三者が弁済して債務者に対する求償権を取得したことのほかに、どのような要件を満たす必要がありますか。

学生：(4) 弁済をすることについて、正当な利益を有するか、又は債権者の同意があることが必要となります。したがって、Cは、弁済によって当然に債権者であるBに代位しますが、Aの友人であると称するEは、正当な利益を有するとはいえませんから、Bの承諾がなければ代位することは

できません。

教授： それでは、Aの知人であるFがAのBに対する債務を自己の債務と信じてBに弁済した場合には、Fは、Bに対して交付した金銭の返還を請求することができますか。

学生： (5) 他人の債務を錯誤によって自己の債務と誤信して弁済した場合には、他人の債務として弁済したわけではないので第三者による弁済としての効力はありません。したがって、Fは、Bに対し、弁済した金銭につき、不当利得として返還を請求することができます。

別紙 2

正解 (5)

(1) 誤 債務の弁済は第三者もすることができる(474 I 本文)。これができないのは、①弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者の弁済が債権者の意思に反するとき(但し、債務者の意思に反する弁済であることを債権者が知らなかったときを除く)、②弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者の弁済が債権者の意思に反するとき(但し、債務者の委託を受けた弁済であることを債権者が知っていたときを除く)、③債務の性質がこれを許さないとき、④当事者が反対の意思を表示したときの4つである(474 II・474 III・474 IV)。本問の債務は金銭債務であるので、③には当たらない。また、Eの弁済に先立ってAとBとがA以外の者による弁済を許さない旨の意思表示をしたという事情がないので、④にも当たらない。更にEはAの友人と称しているにすぎないため、弁済につき法的利害関係を有するわけではないが、Eの弁済が債務者Aの意思に反する事情もないので、①にも当たらない。しかし、弁済につき正当な利益を有する者でないEの弁済が、債権者Bの意思に反しているため②に当たる。したがって、Bはその弁済の受領を拒否することができる。

(2) 誤 弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない(474 II)。「弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者」とは、弁済をするにつき法律上の利害関係を有しない者をいい、単に親子関係や友人関係にあるだけの者がその例である。一方、物上保証人は、被担保債権について抵当権を負担しているのであるから、弁済をするにつき法律上の利害関係を有する。したがって、友人であるEは債務者Aの意思に反して弁済することはできないが、物上保証人であるDは、Aの意思に反しても弁済することができる。

(3) 誤 委託を受けた保証人は、弁済をするにつき法律上の利害関係を有する。また、催告及び検索の抗弁権(452・453)は保証人の権利ではあっても義務ではなく、保証人は債権者の請求に対し、催告及び検索の抗弁権を行使する義務はない。したがって、保証人であるCは、主たる債務者Aの意思に反してでも弁済することができる。

(4) 誤 債務者のために弁済をした者は、債権者に代位する(499)。したがって、保証人Cが弁済した場合も友人Eが弁済した場合も債権者の同意なくして代位することができる。なお、弁済をするについて正当な利益を有しない者が債権者に代位する場合には、債権譲渡の対抗要件を備えなければ代位的事实を債務者及び第三者に対抗することができない(500)。

(5) 正 他人の債務を錯誤によって自己の債務と誤信して弁済した場合には、他人の債務として弁済したわけではないので第三者による弁済としての効力は生じない。この場合、弁済者は不当利得として返還請求をすることができる。なお、この場合、債権者が第三者の弁済によって債権が消滅したものと誤信し、不測の損害を被るおそれがあることから、不当利得返還請求権には一定の制限がある(707 I)。